

浜松市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月24日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区 間	供用開始の期日	摘要
天竜東栄線	浜松市天竜区長沢 564 番 4 から 浜松市天竜区長沢 561 番 7 まで	令和8年2月24日	